

みなし寡婦（夫）控除適用事業について

寡婦（夫）控除のみなし適用※を実施することで、未婚のひとり親家庭に対して、下記のような経済的支援を行っています。

※「寡婦（夫）控除のみなし適用」とは、所得税法や地方税法に規定する寡婦（夫）控除の対象ではないひとり親世帯に対して、市の独自の制度として寡婦（夫）控除の対象とするしくみです。

事業名	支援内容	対象者	みなし寡婦（夫）控除の適用申請時期	担当課	問い合わせ先
保育料	保育料階層を変更し、保育料が軽減されます。	みなし寡婦（夫）控除適用により、市民税所得割額から算定した保育料の階層が変更となる世帯	保育料決定後に申請が必要です。	幼児教育・保育課	053-457-2118
私立幼稚園就園奨励助成事業（従来型の幼稚園の保育料等の減免）	補助区分を変更し、入園料及び保育料が軽減されます。	みなし寡婦（夫）控除適用により、市民税所得割額から算定した補助区分が変更となる世帯	保育料等減免に関する調書の提出時に担当課にご相談ください。		
一時預かり（一時保育）事業	一時預かり（一時保育）利用料が免除されます。	みなし寡婦（夫）控除適用により、市民税が非課税となる世帯	利用申込み時（一時預かり又は一時保育利用日の前日まで）に申請が必要です。	子育て支援課	053-457-2792
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育利用料が免除されます。		利用申込み時（病児・病後児保育利用日の前日まで）に申請が必要です。		
母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭が病院等で受診した場合、保健診療分医療費を一部助成します。	みなし寡婦（夫）控除適用により、所得税非課税となる世帯	受給者証の申込時に併せて申請が必要です。	子育て支援課	053-457-2792
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の資格取得による経済的自立のため、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	みなし寡婦（夫）控除適用により、市民税非課税となる世帯	入学前に事前相談、入学決定後に申請が必要です。		
ひとり親家庭等日常生活支援事業	生活援助や子育て支援を行う家庭生活支援員の利用料金が免除されます。		利用申込に併せて申請が必要です。		

事業名	支援内容	対象者	みなし寡婦（夫） 控除の適用申請 時期	担当課	問い合わせ先
子育て短期支援事業	一時的に養育・保護を必要とする児童又は母子が、施設を利用するにあたり、利用料が軽減されます。	みなし寡婦（夫） 控除適用により 市民税非課税となる世帯	利用申込時に申請が必要です。	子育て支援課	053-457-2792
母子生活支援・助産施設保護事業	監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦が、専門施設を利用するにあたり、利用料が軽減されます。	みなし寡婦（夫） 控除適用により、 利用料の階層が変更になる世帯	利用申込時に申請が必要です。		
児童入所施設等保護費負担金	措置を受けた児童が、入所施設を利用するにあたり、負担金が軽減されます。	みなし寡婦（夫） 控除適用後の所得税額から算定した負担金の階層が変更となる世帯	入所決定時に申請が必要です。	児童相談所	053-457-2703
市営住宅管理事業（収入認定）	市営住宅の入居者の収入算定において、寡婦（夫）控除の対象とします。	全てのみなし寡婦（夫）世帯	既存入居者は収入申告時、新規入居者は入居申込時に申請が必要です。	住宅課	053-457-2455

「みなし寡婦（夫）」の証明として、戸籍謄本が必要になる場合があります。申請方法や添付書類等、各事業の詳細については各担当課へお問合せください。